（建築基準法施行規則の一部改正）

第四条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書中「磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三条の二十二第一項及び第二項において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第二条第二項第二号、第三条の四第三項、第三条の五第四項、第三条の七第一項第一号ロ(2)ただし書、第三条の九第二項第二号、第三条の十一第二項第二号及び第五項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第三条の二十二第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項第四号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第三条の二十六第二項及び第三項、第四条の六第三項、第四条の七第四項、第四条の十三第三項、第四条の十四第四項、第四条の十六第五項、第四条の十六の二第四項、第六条の三第三項から第五項まで、第六条の四第三項から第五項まで、第十条の二第二項、第十条の五の十四第一項第五号及び第二項並びに第十一条の三第一項ただし書中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（モーターボート競走法施行規則の一部改正）

第五条　モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「記録は、」の下に「電子計算機に備えられたファイル又は」を、「含む。」の下に「第四十五条第二項及び第五十四条第二項において同じ。」を加える。

第四十五条第二項中「事項が、」の下に「電子計算機に備えられたファイル又は」を加え、同条第三項中「同項の」の下に「ファイル又は」を加える。

第五十四条第二項中「事項が、」の下に「電子計算機に備えられたファイル又は」を加え、同条第三項中「同項の」の下に「ファイル又は」を加える。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第六条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二の十第四号中「事項を記録する」の下に「情報処理設備に備えられたファイル又は」を加え、「記録すること」を「記録しておくこと」に改め、同条第七号ロ(5)中「記録する」の下に「情報処理設備に備えられたファイル又は」を加える。

第六十二条の二の十四第七号及び第十二号ホ中「記録する」の下に「情報処理設備に備えられたファイル又は」を加える。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十一条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第十一条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第八条　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十第二項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十六条の三及び第十六条の四第一項第二号において同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十六条の三中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によりこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十六条の四第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第九条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の十第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十三条の二十五において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第十条の十一第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の十第二項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の二十五第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項第四号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の二十九第二項及び第三項、第十五条の十四第一項第二号、第十五条の十六第一項第二号、第十六条の四の八第一項第二号、第十六条の四の十二第一項第二号並びに第十六条の四の十五第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十七条の二第三項及び第四項、第十八条第二項及び第三項並びに第二十六条第二項及び第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第三十三条から第三十六条までを削る。

別記様式第二十五号及び別記様式第二十六号を次のように改める。

様式第二十五号及び様式第二十六号　削除